

学校いじめ防止基本方針

愛媛県立宇和島水産高等学校

1 目的

いじめ防止に向けた日常の指導體制を定め、いじめの防止、早期対応・解決のため、指導演方針を示し、教職員、生徒の注意を喚起するものとする。

2 いじめに関する基本的な考え方

- (1) いじめは人として許されない行為であり、「暴力を伴ないじめ」も「暴力を伴わないいじめ」も、生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせる、重篤な行為である。
- (2) いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こる可能性がある。特に「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
- (3) 加害行為はもとより、はやしたてたり笑ったりする観衆の立場も、見て見ぬふりをする傍観の立場も、いじめる側と考えて対処する。
- (4) いじめは大人の目に付きにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形が多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確にかかわりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。
- (5) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - 金品をたかられる。
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - 嫌なことや恥ずかしいこと危険なことを、されたり、させられたりする。
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷されたり、嫌なことをされる。 等
- (6) 全ての生徒に対するいじめ未然防止の観点を重視し、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むため、継続的な取組が必要である。
- (7) いじめへの早期対処のため、平素からいじめを把握した場合の対応について理解を深める。
- (8) 携帯電話等によるインターネット上のいじめ問題については、家庭との連携のもと適切な防止策を図ることが重要である。

3 いじめ防止の体制

- (1) 「いじめを許さない、安全・安心な学校づくり」を機会あるごとに示す。
- (2) いじめ対応について組織的継続的に取り組み、特に重大事態にあつては地域の関連機関のチェックを受ける。

未然防止

日常の指導体制

教育委員会

愛媛県いじめ問題対策本部会議

相談・報告



指導・助言

学校

管理職

- ・いじめを許さない安全・安心な学校づくりを目指すことを宣言する
- ・学校の方針を生徒・教職員へあらゆる機会を通じて浸透させる

宇水高いじめ問題対策委員会

- ・いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・校内研修の企画立案と実施、情報交換
- ・要配慮生徒への支援方針の助言・立案

教職員の行動指針

- ・すべての生徒に、安全・安心な学校生活と学習環境を保障する。
- ・教職員自らが人権意識の高揚に努め、積極的にいじめを認知する。
- ・生徒のささいな変化や学習環境の乱れなど、兆候に気付き、情報を共有して対応にあたる。

環境づくりと早期発見で未然にいじめを防止する！

いじめへの対応

いじめの情報・訴え



宇水高 いじめ問題対策委員 および、生徒指導委員会
会

- ・ いじめの事実関係を把握する
- ・ 対応を検討する
- ・ 重大事態にあつては、指導経過・指導結果について外部機関のチェックを受ける

相談・報告   指導・助言

宇水高 評議委員会

教育委員会 愛媛県いじめ問題対策本部会議
いじめ対策アドバイザー

- ・ 被害者の安全確保を優先し、不利益が及ばないようにすること。
- ・ 被害者と加害者に喧嘩両成敗的な指導はしないこと。
- ・ 当事者・家庭に対して情報を公開し、説明責任を果たすこと。

いじめた生徒への対応

- ・ いじめの事実と非を認識させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 再発防止のための指導を行う

いじめられた生徒への対応

- ・ 安全確保と継続的支援を行う。
- ・ どう対処して欲しいかの意見を聞く等、今後の改善策について共に考える。